

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年11月24日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会規則第9号

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の一部を改正する規則

豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則（平成27年豊橋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
（貸出券の使用） 第11条 貸出券の交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けるときは、貸出券を提示しなければならない。 2 （略）	（貸出券の使用） 第11条 貸出券の交付を受けた者は、図書館資料の貸出しを受けるときは、貸出券を <u>係員</u> に提示しなければならない。 2 （略）

様式第5号を次のように改める。

※太線内を御記入ください。

貸出券交付申請書

				年 月 日	
利用者コード		フリガナ			性別
.....	氏 名			男 女
生年月日		年 月 日	電話番号1		
郵便番号			電話番号2		
住 所					
保護者名					

貸出券を交付してください。

豊橋市教育委員会 様

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の規定により作成されている様式第5号は、改正後の豊橋市大清水まなび交流館条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間これを使用することができる。